

「明治150年」アーカイブ関連施策に関する各府省庁連絡会議の開催について

平成29年7月14日  
「明治150年」関連施策  
各府省庁連絡会議決定  
平成30年7月30日  
一部改正

- 1 明治期を始めとする歴史的な資料についてのアーカイブに関する施策について、情報共有・施策の連携を図るため、「明治150年」関連施策各府省庁連絡会議の下に、「明治150年」アーカイブ関連施策に関する各府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
- 2 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房「明治150年」関連施策推進室長

構成員 内閣府大臣官房公文書管理課長  
金融庁総合政策局総務課長  
消費者庁消費者調査課長  
総務省統計局統計利用推進課長  
法務省大臣官房秘書課長  
外務省大臣官房外交記録・情報公開室長  
外務省大臣官房外交史料館長  
財務省大臣官房総合政策課政策推進室長  
文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長  
文部科学省研究振興局参事官（情報担当）  
文化庁文化部芸術文化課支援推進室長  
文化庁文化財部美術学芸課美術館・歴史博物館室長  
厚生労働省大臣官房総務課長  
農林水産省大臣官房政策課長  
経済産業省大臣官房総務課長  
経済産業省製造産業局産業機械課長  
国土交通省大臣官房総務課長

オブザーバー  
内閣府知的財産戦略推進事務局参事官  
警察庁長官官房参事官  
復興庁統括官付参事官  
環境省大臣官房総合政策課長  
防衛省大臣官房文書課長
- 3 連絡会議の庶務は、内閣府の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。